文教委員会議案説明資料

令和元年9月26日

件	名	真	ĺ
(ヱ	ども家庭部)		
	第89号議第	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条	
1	分の3万 酸分		-
		例の一部を改正する条例	1
2	第108号詞	民 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す	
		る基準を定める条例の一部を改正する条例	5
3	第109号請	と 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担	
		に関する条例の一部を改正する条例 4	. 2

(教育委員会)

第 8 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年9月26日

件 名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例			
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課			
	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年足立区条例第54号)の一部を次のように改正する。 1 改正の理由 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成31年3月厚生労働省令第49号)が交付されたため、これに伴い条例の改正を行う。 2 主な改正内容 (1)給食提供を要しない期間の延長 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅以外において実施され			
内容	るものについては、居宅において実施されているものと同様、給食提供を要しない期間を平成27年4月1日から10年間とする。 (2)連携施設を確保しないことができる期間の延長連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると市町村が認めるときは、平成27年4月1日から10年間は連携施設を確保しないことができる。			
		改正前	改正後	
	給食提供を要しない期間 (家庭的保育者の居宅以 外において実施されるも の)	平成27年4月1日 から <u>5年間</u>	平成27年4月1 日から 10年間	
	連携施設を確保しないこ とができる期間	平成27年4月1日 から <u>5年間</u>	平成27年4月1 日から 10年間	
今後の方針	今後の方針 施行年月日 公布の日から施行する			

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
平成26年9月30日条例第54号	平成26年9月30日条例第54号
改正	改正
平成28年6月23日条例第49号	平成28年6月23日条例第49号
平成30年10月22日条例第62号	平成30年10月22日条例第62号
足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布
する。	する。
足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略)	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略)
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確	2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確
保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全	保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全
てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。	てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと <u>とするこ</u>
	<u>と</u> ができる。
(1) · (2) (略)	(1)・(2) (略)
3 (略)	3 (略)
(新設)	4 区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連
	携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しな
	いこととすることができる。
(新設)	5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定す
	る施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)で
	あって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携
	<u>協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u>

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受け

 \sim

(中略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)~(2) (略)

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業 者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、 衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の 食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として区が適 当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業) を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則 第2条第2項において同じ。) において家庭的保育事業を行う場合に限 る。)

(中略)

(連携施設に関する特例)

V)

(新設)

改正後

ている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目 的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目 的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を 必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共 団体の補助を受けているもの

(中略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

|2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業 者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、 衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼 児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として区 が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育 事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。) において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(中略)

(連携施設に関する特例)

- 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に 当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しな
 当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを 要しない。
 - 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2 号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認めるもの(付則第

(中略)

付 則

(施行期日)

第1条 (略)

(食事の提供の経過措置)

第2条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施 する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可 設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15 を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間 条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文 は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第 1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができ る。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼 児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法 (第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を 兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。) により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。) な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第6条の規定に かかわらず、施行目から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の 確保をしないことができる。

(中略)

改正後

3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、 第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

(中略)

付 則

(施行期日)

第1条 (略)

(食事の提供の経過措置)

第2条 (略)

(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この 場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食 事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条 の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねてい る他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。) により 行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条 第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことが できると区長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日 から起算して510年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないこと ができる。

(中略)

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 0 8 号 議 案 説 明 資 料

令和元年9月26日

		节和几千多万 2 0 日	
件名	足立区特定教育・保育施設及び 準を定める条例の一部を改正する。	特定地域型保育事業の運営に関する基 条例	
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課、子ども政策課		
所管部課名 内 容	足立医療・保育施設及び準を定める条例(平成26年足立改正する。 1 改正の理由 令和元年10月1日付、「子法律」の施行に伴い、運営に関いては、別紙(1)食材料費・保育の無償化に含まれても食材料費・保育の無償化と含まれても食材料でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	特定地域型保育事業の運営に関する基 区条例第55号)の一部を次のように ども・子育て支援法の一部を改正する する基準を改正する必要があるため。 ・新旧対照表のとおり) 徴収 伴い、これまで3歳から5歳の保育料 (副食費)について徴収を行う。 万円未満相当)及び多子世帯に対す 、認定こども園(短時間利用)) 101円未満世帯及び全所得階層の第 育所、認定こども園(長時間利用)) 700円未満世帯及び全所得階層の 等、里親、在宅障がい児(者)のいる が所得割額が77,101円未満 改正後 教育・保育給付認定保護者 教育・保育給付認定子ども	
	支給認定の有効期間	教育・保育給付認定の有効期間	
今後の方針	令和元年10月1日の施行に向 周知し、円滑な運用を行う。	けて、区民、保育施設等関係機関に	

○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例

平成26年9月30日条例第55号

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例を公布する。

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 進を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第4条)

第2節 運営に関する基準(第5条―第34条)

第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第37条)

第2節 運営に関する基準 (第38条―第50条)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第4章 事務の委任(第53条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

|第1条 この条例は、子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下 「法||第1条 この条例は、子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下 「法| 育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。 (定義)

改正後

○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例

平成26年9月30日条例第55号

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例を公布する。

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 進を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第4条)

第2節 運営に関する基準(第5条―第34条)

第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第37条)

第2節 運営に関する基準(第38条―第50条)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第4章 事務の委任(第53条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保 という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保 育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該

9

各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子ど (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子ど もをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- 9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保 (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保 育事業をいう。
- 訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所 (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所 内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- う。
- う。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をい う。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施 設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。(16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する) (17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する)

改正後

各号に定めるところによる。

- もをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第 (5) 家庭的保育事業 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第 9項に規定する家庭的保育事業をいう。
 - 育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅 (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅 訪問型保育事業をいう。
 - 内保育事業をいう。
 - (9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認 定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をい (10) **教育・保育給付認定保護者** 法第20条第4項に規定する**教育・保育** 給付認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをい (11) **教育・保育給付認定子ども** 法第20条第4項に規定する**教育・保育** 給付認定子どもをいう。
 - (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
 - (13) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給 付認定の有効期間をいう。
 - (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
 - (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施 設をいう。

場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

- (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

改正後

場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

- (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。
- (25) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行 令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定す る満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (26) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する 特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (27) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満 保育認定子どもをいう。

- (一般原則)
- 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・開3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・ ばならない。
- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校 ければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を - 行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ど| 行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ど| も・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業を、も・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業を いう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医しいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医 療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけ ればならない。
- 就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必 措置を講ずるよう努めなければならない。

- (28) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村 民税所得割合算額をいう。
- (29) 負担額算定基準子ども 今第13条第2項に規定する負担額算定基準 子どもをいう。
- (30) 特定被監護者等 今第14条に規定する特定被監護者等をいう。

(一般原則)

- 保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保 保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者 育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに **の経済的負担の軽減について適切に配慮された**内容及び水準の特定教育・ 成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなけれ、保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やか に成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなけ ればならない。
- 就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの。就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの 立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めな、立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めな ければならない。
 - 療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけ ればならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校 就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必 要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の。要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の 措置を講ずるよう努めなければならない。

9

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

- |利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章||利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下**この節**| において同じ。)の数を20人以上とする。
- 応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定め るものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子と 上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの 区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分 及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、 あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」 という。) に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、 利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる 用申込者の同意を得なければならない。
- の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利 の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利 用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織 用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織 を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ、を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ

改正後

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準

- 第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その において同じ。)の数を20人以上とする。
- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に 応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定め るものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ど もの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以 もの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以 上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - 区分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分 及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- あらかじめ、利用の申込みを行った**教育・保育給付認定保護者**(以下「利 - 用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の 勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書 を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得な ければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項

るもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供するこ

るもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供するこ とができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を 交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に 係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイル に記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申 込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えら れたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供 を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定 教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその 旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するフ ァイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することに3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することに よる文書を作成することができるものでなければならない。
- に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項 よる承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するも (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するも \mathcal{O}

改正後

とができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を 交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に 係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイル に記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申 込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えら れたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供 を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定 教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその 旨を記録する方法)
- り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するフ ァイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- よる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用 に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織をいう。
- を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用しを提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用し いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法にいる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。

- (2) ファイルへの記録の方式
- ら文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が、ら文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が あったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供 を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前 項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けた第6条 特定教育・保育施設は、**教育・保育給付認定保護者**から利用の申込 ときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教 育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の 総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する 方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本 方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお 掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用してい る同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合において は、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保 育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用でき るよう、選考するものとする。

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者か6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者か あったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供 を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前 項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

改正後

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項にお2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項にお いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する**教育・保育給付認定子ども**の総数が、 当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る 利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序によ り決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する 理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければな らない。
- いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に 掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用してい る同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第 3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場 合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族 等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給 付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項

選考を行わなければならない。

なければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法 限り協力しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお ついて児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、 できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区 分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必) 要量をいう。) 等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

改正後

に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該 に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した 上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る**教育・保育給付認定子ども**に 切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特 育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じ

定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速 やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる 第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる 限り協力しなければならない。
- いて同じ。) は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前 いて同じ。) は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用に 子どもに該当する**教育・保育給付認定子ども**に係る当該特定教育・保育施 設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び 要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、 支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認 教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給 付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号 に掲げる小学校就学前子どもの区分、**教育・保育給付認定**の有効期間、保 育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめる ものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の第9条 特定教育・保育施設は、**教育・保育給付認定**を受けていない保護者 申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定のから利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに **教育・保育給付認定**の申請が行われるよう必要な援助を行わなければなら ない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認2 特定教育・保育施設は、**教育・保育給付認定**の変更の認定の申請が遅く 定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われる とも**教育・保育給付認定保護者**が受けている**教育・保育給付認定**の有効期 よう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得な 間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならな い理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施 設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、 支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、 なければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、 内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、**教育・保** 用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した 27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供 満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者について法第27条第 する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額と し、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村 が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

改正後

い。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでな V)

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、**教育・** 保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・ 保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施 **教育・保育給付認定子ども**について、小学校における教育又は他の特定教 設等において継続的に提供される教育·保育との円滑な接続に資するよう√ 育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に 資するよう、**教育・保育給付認定子ども**に係る情報の提供その他小学校、 地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努め、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機 関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定 際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第 保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未 **3項第2号に掲げる額をいう。)**の支払を受けるものとする。

|2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護|2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、**教育・保育給**|

者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(決第27条 第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用 の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい! を受けるものとする。 当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28 条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用 の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、 当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場 合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超える ときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において 同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保 育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要 育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要 であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用とし て見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金」て見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金 額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができ 額の範囲内で設定する額の支払を**教育・保育給付認定保護者**から受けるこ る。
- 額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要す (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要す る費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就 学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げ る小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

改正後

付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額 (法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払

- であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用とし とができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保 育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の

 一育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の
 額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - る費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供**(次に掲げるものを除く。)** に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ど ものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認 定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が それぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食

改正前	改正後
	<u>の提供</u>
	(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
	<u>る教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</u>
	(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
	る教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。
	<u>イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6</u>
	号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,1
	01円)
	イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子と
	ものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども
	(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1
	学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同
	じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)
	に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを
	<u>除く。)</u>
	(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
	教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除き、特別利
	用教育を受ける者を含む。) 負担額算定基準子ども又は小学校第2
	学年修了前子どものうち最年長者から3番目以降の子どもである者
	<u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(3歳に</u>
	する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び特別利用教育を
	受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。) に該当する教育
	保育給付認定子ども 特定被監護者等のうち最年長者から3番目具
	降の子どもである者
	ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
	<u>エ 利用者が、次に掲げる要件をいずれも満たす場合における副食の</u>
	<u>供</u>
	_(ア) 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号イロ

改正前

「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となつたことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族(子に限る。)又はその者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、同号イに該当すること。

(イ) 利用者を地方税法第292条第1項第11号イに定める寡婦とみなした場合における当該者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円)未満であること。

- <u>オ</u>利用者が、次に掲げる要件をいずれも満たす場合における副食の提供
 - (ア) 地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となつたことのある男子」と、「その者と生計を一にする親族」を「その者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、同号に該当すること。
 - (イ) 利用者を地方税法第292条第1項第12号に定める寡夫とみな した場合における当該者に係る市町村民税所得割合算額が5万7, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認 定保護者にあっては、7万7,101円)未満であること。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、特に区長が認める食事の提供
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該 費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付し なければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求 める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金 認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によ ることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る 施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条 て同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定 **育給付認定保護者**に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・ 保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育 の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育 を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければな らない。

(特定教育・保育の取扱方針)

- れぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況」れぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況 等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及 び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する 幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども

改正後

費用に係る領収証を当該費用の額を支払った**教育・保育給付認定保護者**に 対し交付しなければならない。

める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定 銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給 **保護者**に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとと もに、**教育・保育給付認定保護者**に対して説明を行い、文書による同意を 得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意 については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。) 第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条におい の支給を受けた場合は、**教育・保育給付認定保護者**に対し、当該**教育・保**

> 保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育 の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育 を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付し なければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、そ第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、そ 等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及 び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する 幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども

園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大 臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の 内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

- (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受 けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次 号及び第4号に掲げる事項
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育 内容に関する事項をいう。)
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生)(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生) 省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について 厚生労働大臣が定める指針
- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっ2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっ を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

- 第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評 価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- らの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置第17条 特定教育・保育施設は、常に**教育・保育給付認定子ども**の心身の状 かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に 況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、**当該教育・保育給付認** 対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わ 定子ども又は**当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保** なければならない。

改正後

園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大 臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の 内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

- (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受 けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 号及び第4号に掲げる事項
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育 内容に関する事項をいう。)
- 省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について 厚生労働大臣が定める指針
- ては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領」ては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

- 価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する**教** 給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育 **育・保育給付認定保護者**その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定 施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それ
 教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受 けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければなら ない。

(相談及び援助)

護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助

改正前 改正後

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行って第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行って いるときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合 いるときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必 は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等 要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給 の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

もの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、 又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型」な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、 給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項 かなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- 学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、 学期を含む。以下この号において同じ。) 及び時間並びに特定教育・保 育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払 (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費 を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定 (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定 員

を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければ ならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子ど第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている**教育・保育給** 付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の保護者が偽りその他不正 遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に 通知しなければならない。

(運営規程)

要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めてお に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小 (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、 学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保 育の提供を行わない日
 - 用の種類、支払を求める理由及びその額
 - 員

- 教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項 に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 衛21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・第21条 特定教育・保育施設は、**教育・保育給付認定子ども**に対し、適切な ばならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教 定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りで「に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、 ない。
- 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を 確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を 祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他 のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、 運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特に 定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ、定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ ならない。

改正後

- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定 教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項 に規定する選考の方法を含む。)
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなけれ、特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めて おかなければならない。
- 育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特
 育・保育を提供しなければならない。ただし、**教育・保育給付認定子ども** この限りでない。
 - 確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要 行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要 の増大への対応、法第34条第5項に規定する便官の提供への対応、児童福 の増大への対応、法第34条第5項に規定する便官の提供への対応、児童福 祖法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他 のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

ならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

て、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第25条 特定教育・保育施設の職員は、**教育・保育給付認定子ども**に対し、 響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

|第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。|第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。 え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- **第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その** V)
- う、必要な措置を講じなければならない。
- 保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

改正後

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社第24条 特定教育・保育施設においては、**教育・保育給付認定子ども**の国籍、 会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによっ」信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否 かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影 児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該**教育・保育給付認定子** どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支」以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教 給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその **育・保育給付認定子ども**に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒 支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与 に関しその**教育・保育給付認定子ども**の福祉のために必要な措置を採ると きは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)

- 業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならな 業務上知り得た**教育・保育給付認定子ども**又はその家族の秘密を漏らして はならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業 務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよ
 務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすこと
 がないよう、必要な措置を講じなければならない。
- |3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ど|3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ど| も・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関

 も・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、**教育・保育給付認定** する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの 子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該**教育・** 保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかな ければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小

学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特 定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施 ければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場 合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止)
- 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定す第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定す る事業をいう。) その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項に おいて「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第 域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4 項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども て、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは ならない。

(苦情解決)

- 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する**教育・** 認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下) 保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保 この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適 **育給付認定子ども**の家族(以下この条において「**教育・保育給付認定子ど** 切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な も等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受 措置を講じなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の 内容等を記録しなければならない。

改正後

学校就学前子どもに係る**教育・保育給付認定保護者**が、その希望を踏まえ て適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教 設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めな

・育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行う よう努めなければならない。

- 合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止)
- る事業をいう。) その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項に おいて「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第 4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地 4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地 域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4 項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども 又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償とし、又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償とし て、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家」地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家 族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しては、族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しては ならない。

(苦情解決)

- け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 内容等を記録しなければならない。
- |3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定|3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する**教育・保**

ければならない。

- 第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提 出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教 育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支 給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するととも 必要な改善を行わなければならない。
- 善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその ならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、 次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - れた事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底 する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に 行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供2 特定教育・保育施設は、**教育・保育給付認定子ども**に対する特定教育・ により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保 族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

改正後

子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めな **育給付認定子ども**等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力する よう努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条 第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提 出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教 育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び**教 育・保育給付認定子ども**等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力す に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って るとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言 に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改 善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければ、自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければ ならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載さ (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載さ れた事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合 に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底 する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に 行うこと。
 - **育給付認定子ども**の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけ

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置 について記録しなければならない。

改正前

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・ により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなけれ、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに ばならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事 業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備 しておかなければならない。

- |2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供|2 特定教育・保育施設は、**教育・保育給付認定子ども**に対する特定教育・ なければならない。
 - たっての計画
 - (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
 - (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置に (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する**教育・保** 子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に **育給付認定子ども**に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1 規定する基準を遵守しなければならない。

改正後

ればならない。

について記録しなければならない。

行わなければならない。

(会計の区分)

業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

しておかなければならない。

- に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存し 保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。
- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当 (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当 たっての計画

 - (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - ついての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

|第35条||特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)|第35条||特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)| 項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合 には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学」には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利 用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子 どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないも のとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場 合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第 6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合にお いて、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に 限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特 別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、 「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるの は「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子ども」とする。

改正後

- 前子どもに該当する**教育・保育給付認定子ども**及び当該特定教育・保育施 設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定 められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定 員の総数を超えないものとする。
- 合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設 型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項におい て同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7 条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項 中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項に おいて同じ。) 」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供 している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同 号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する**教育・保育給付** 認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定 員の総数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利 用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」 とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定 子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける 者を除く。)」と同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるの は「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」と する。

(特別利用教育の基準)

|第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)|第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)

(特別利用教育の基準)

が決第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号 に規定する基準を遵守しなければならない。

- には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利 用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子 どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないも のとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場 合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章(第 6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合にお いて、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除 き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る 費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準

改正後

が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 **育給付認定子ども**に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第 1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合 には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施 設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定 められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定 員の総数を超えないものとする。
 - 合には、特定教育・保育には**特別利用教育を、施設型給付費には特例施設** 型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条 第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中 「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど も」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子どもの総数」とあるのは、「同号又は同項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第 13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条 第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、 同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号 イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認 定子ども (特別利用教育を受ける者を除く。) とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準

- 第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法 員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章におい 第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章におい 同 て同じ。) の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保) 育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第 27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同 条に規定する小規模保育事業B型をいう。) にあってはその利用定員の数 を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保) 育事業C型をいう。付則第4条において同じ。) にあってはその利用定員 の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定 員の数を1人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保2 育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育 事業所」という。) ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前 子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭 的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇 用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内 保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども (当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体 の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもと し、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組 合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定 する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲 げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。) を、満1歳に満たない 小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定める ものとする。

第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

改正後

じ。) **の数は、家庭的保育事業にあつては**1人以上5人以下とし、小規模 保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年 厚生労働省令第61号) 第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及 び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をい う。) にあってはその利用定員の数を 6 人以上19人以下とし、小規模保育 事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4 条において同じ。) にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、 居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保 育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育 事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前 子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭 的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇 用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内 保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども (当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体 の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもと し、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組 合等をいう。) に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定 する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲 げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。) を、満1歳に満たない 小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定める ものとする。

第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

- 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、 重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、 当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他 の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を 交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なけ ればならない。
- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付に2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付に ついて準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受け第39条 特定地域型保育事業者は、**教育・保育給付認定保護者**から利用の申 たときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に 掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している
 掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している
 同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当 満**3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下** 該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る 利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要がある小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合におい の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められ る支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を 行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場4 合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を 提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適 切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措 置を速やかに講じなければならない。

改正後

あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての 重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、 当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定によ り支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資す ると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の 開始について利用申込者の同意を得なければならない。

ついて準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- この節について同じ。) の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲 ては、**教育・保育給付認定**に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況 を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子 どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定 する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、 当該選考を行わなければならない。
 - 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場 合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教 育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設 その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等 の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

- 第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第 54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限 54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限 り協力しなければならない。
- て児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、で「整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 きる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

|第41条|| 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支第41条|| 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満 施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下<mark>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下</mark> この項において同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、 連携協力を行う認定こども闌、幼稚闌又は保育所(以下「連携施設」とい「連携協力を行う認定こども闌、幼稚闌又は保育所(以下「連携施設」とい う。)を適切に確保しなければならない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体 験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定 地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休 **暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定** 地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供 すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けてい (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けてい

改正後

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前2 特定地域型保育事業者は、**満3歳未満保育認定子ども**に係る特定地域型 子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用につい 保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規 定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調

(心身の状況等の把握)

給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育 **3歳未満保育認定子ども**の心身の状況、その置かれている環境、他の特定 教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、 及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る。及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る。 う。)を適切に確保しなければならない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている**満3歳未満保育認定子ども**に集 団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に 必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に 関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休 **暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定** 地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供 すること。

た支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっ ては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以 下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際し て、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続 き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあって は、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その 他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施 設 (児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。) その他の区の 指定する施設を適切に確保しなければならない。
- 利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、 連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求め ることを要しない。
- 継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子 どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ど も・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

衛43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・ び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際 は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29) 条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型 保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が

改正後

た満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満 保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就 学前子どもに限る。以下この号において同じ。) を、当該特定地域型保 育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・ 保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受 け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあって は、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その 他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施 設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の区の 指定する施設を適切に確保しなければならない。
- |3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める|3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める| 利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、 連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求め ることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、**満** 給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において **3歳未満保育認定子ども**について、連携施設又は他の特定教育・保育施設 等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、 満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・ 保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努 めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29 条第3項第2号に掲げる額をいう。) の支払を受けるものとする。

定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号 に規定する市町村が定める額とする。) をいう。) の支払を受けるものと する。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保2 護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29 条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費 用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をい い、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあ っては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により **算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の** 額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、 特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利 用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型 保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるも のとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型 保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必一保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必 要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用と して見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する 金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができ る。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型 保育において提供される便官に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用 の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要す (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要す る費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

改正後

特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育 給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準 額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支 払を受けるものとする。

- 要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用と して見込まれるものの額と特定地域型保育費用基進額との差額に相当する 金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける ことができる。
- 保育において提供される便官に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用 の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - る費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

改正前 改正後

- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- 当と認められるもの
- しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を 会銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支 給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によ ることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基 どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなけれ ばならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

- 評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- らの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (運営規程)

- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便 官に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要と官に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされ されるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適るものに係る費用であって、**教育・保育給付認定保護者**に負担させることが 適当と認められるもの
- 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当 該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付 該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った**教育・保育給付認定保護者** に対し交付しなければならない。
- | 求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に | 求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに**教育・保育給付認** 定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにすると ともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意 を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同 意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

進第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣 進第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣 が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子 どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなけれ ばならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

- 第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の 評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それ2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それ らの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (運営規程)
- 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての

重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提 供を行わない日
- を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- 地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する 選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域 型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。 さない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会 を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

改正後

重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提 供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払 (5) **第43条の規定により 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける**費 用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定 地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する 選考の方法を含む。)
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切 型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員のな特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ご とに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
 - 型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。 ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼしただし、**満3歳未満保育認定子ども**に対する特定地域型保育の提供に直接 影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供

を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需 得ない事情がある場合は、この限りでない。

(計画及び記録の整備)

- 備しておかなければならない。
- 年間保存しなければならない。
- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計 (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計 画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に 係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録

(進用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から 第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業につ いて準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係 る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28 条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条にお いて同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特別 定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条におい

改正後

を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需 要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童 要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童 福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを一福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを 得ない事情がある場合は、この限りでない。

(計画及び記録の整備)

- 第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整 備しておかなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提2 特定地域型保育事業者は、**満3歳未満保育認定子ども**に対する特定地域 供に関する次の各号に掲げる計画及び記録を整備し、その完結の日から5 型保育の提供に関する次に掲げる計画及び記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存しなければならない。

 - (2) 次条において準用する第12条**の規定による特定地域型保育の提供の** 記録
 - (3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記
 - (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において進用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録

(進用)

第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、**特定地域型保育事業者、 特定地域型保育事業所及び特定地域型保育**について準用する。この場合に おいて、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳 以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、 第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の て同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保 見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1

育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。 以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施 設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第 19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施 設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」 とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規 程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する 場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守し なければならない。
- する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲しする場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事 業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供す る場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えな いものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提3 供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとし て、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

改正後

項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。)以下」と あるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。) 以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地 域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを 証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」 と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替 えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)

- 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育 を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基 準を遵守しなければならない。
- |2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供 げる小学校就学前子どもに該当する**教育・保育給付認定子ども**及び特定地 域型保育事業所を現に利用している**満3歳未満保育認定子ども**(次条第1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定 利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条 第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
 - 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提 供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育 給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付 費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、こ の節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで (第10条及び第13条を除く)、第17条から第19条まで及び第23条から第33

改正前 改正後

> 条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合 において、第39条第2項中「利用の申込みに係る第19条第1項第3号に掲 げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この筋において同じ。) とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定 利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対 象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもを含む。) | と、「教育・保育給付認定に基づき 保育の必要性の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高 いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう。 とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地 域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正 な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とある のは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる決第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。) 」と、同条第2項 中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項 中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは 「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(法 第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とす る。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する 場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守し

(特定利用地域型保育の基準)

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育 を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基

なければならない。

- する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲しする場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事 業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供す る場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えな いものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提 供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとし て、この章の規定を適用する。

第4章 事務の委任

(事務の委任)

第53条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

改正後

準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供 げる小学校就学前子どもに該当する**教育・保育給付認定子ども**及び特定地 域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利 用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象 となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 **育・保育給付認定子ども**を含む。) の総数が、第37条第2項の規定により 定められた利用定員の総数を超えないものとする。
 - 供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育 給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の 規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認 定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育 の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。) に係る教育・保育給付認定保護者に限る。) | と、同条第2項中「法第29 条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる 費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対 象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育 認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども をいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に 要する費用」とする。

第4章 事務の委任

第53条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の目から施行する。

(特定保育所に関する特例)

- 第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次 項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の「項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の「 間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保)間、第13条第1項中「**教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子** 育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」と 「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に掲 げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた 法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し た費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、 市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は 受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託 19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるの とき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」 とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。
- 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育 これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前 (削除) 子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保 育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3 項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定す る市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定

改正後

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

- ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ど あるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは**、も(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項** において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同 じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項 中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所 における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。) 」と、同条第3項中 「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第 費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとした」は「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教 育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付 費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規 定は適用しない。
- これを拒んではならない。

める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額の基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と

する。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

のは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、第4条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、 設を確保しないことができる。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して**第3条** 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して 5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とある 5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とある のは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行 法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行 うことができると足立区が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわら、うことができると足立区が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわら ず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施 ず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携 施設を確保しないことができる。

> 付 則(令和元年 月 日条例第 号) この条例は令和元年10月1日から施行する。

第 1 0 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年9月26日

	<u> </u>
件名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する 条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課、子ども政策課
内容	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例(平成27年足立区条例第37号)の一部を次のように改正する。 1 改正の理由 令和元年10月1日付、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、利用者負担の一部を改正する必要があるため。 2 主な改正内容(詳細は、別紙・新旧対照表のとおり) (1) 幼稚園(新制度)、認可保育施設等、3歳から5歳全世帯の利用料の無償化幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども(3歳から5歳)の保育料を無償とする。(ただし、満3歳に達する最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもを除く。)なお、3歳から5歳の保育料に含まれていた食材料費相当(副食費)については、無償化の対象外とし、別に月4,500円を徴収する。 (2) 0歳から2歳の課税世帯における多子世帯に対する利用料の軽減の拡充多子世帯に対する利用料の軽減について、次のとおり拡充する。 (2) 0歳から2歳の課税世帯における多子世帯に対する利用料の軽減の拡充第子世帯に対する利用料の軽減について、次のとおり拡充する。 (2) 0歳から2歳の課税世帯における多子世帯に対する利用料の軽減の拡充第子世帯に対する利用料の軽減について、次のとおり拡充する。 (2) 0歳から2歳の課税世帯における多子世帯に対する利用料の軽減の拡充第子世帯に対する利用料の軽減について、次のとおり拡充する。 (2) 0歳から2歳の課税世帯における多子世帯に対する利用料の軽減のみを数え、第2子は最大半額第3子以降は無償。 (2人目) (3人目)
今後の方針	令和元年10月1日の施行に向けて、区民、保育施設等関係機関に周知 し、円滑な運用を行う。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関	○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関
する条例	する条例
平成27年3月19日条例第37号	平成27年3月19日条例第37号
改正	改正
平成28年3月25日条例第33号	平成28年3月25日条例第33号
平成28年6月23日条例第50号	平成28年6月23日条例第50号
平成29年6月23日条例第31号	平成29年6月23日条例第31号
平成30年3月28日条例第29号	平成30年3月28日条例第29号
平成30年7月2日条例第46号	平成30年7月2日条例第46号
	<u>令和元年 月 日条例第 号</u>
足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する
条例を公布する。	条例を公布する。
足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関
する条例	する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」
という。) に基づく子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項	という。) に基づく子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項
の規定による委託費の支払を含む。)に係る教育若しくは保育又は特別保	の規定による委託費の支払を含む。)に係る教育若しくは保育又は特別保
育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者(以下「利用者」	育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者(以下「利用者」
という。)が負担すべき費用その他必要な事項を定めるものとする。	という。)が負担すべき費用その他必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該質	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。
(1) 認可外保育施設 児童福祉法(昭和25年法律第164号)第39条第1項	(1) 認可外保育施設 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第39条第1項
に規定する保育を目的とするものであって、同法第35条第3項によらず	に規定する保育を目的とするものであって、同法第35条第3項によらず

足立区(以下「区」という。)が設置する施設をいう。 足立区(以下「区」という。)が設置する施設をいう。

- (2) 私立認可保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をい う。
- (3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条 例(平成18年東京都条例第174号)第3条第1号に規定する認定こども園 をいう。
- (4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条 第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市町村 が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。
- (5) 特定教育·保育等 特定教育·保育、特別利用保育、特別利用教育、 特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外 保育施設における保育をいう。
- (6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令) 第44号。以下「府令」という。)第4条第1項に規定する1月当たり平 均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分をいう。
- (7) 保育短時間 府令第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間 (7) 保育短時間 府令第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間 まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分をいう。
- (8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間 を利用することをいう。
- (9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要 件に関する条例第4条第1項に規定する共通利用時間のみを利用するこ とをいう。
- (10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例(平成23年足 立区条例第4号) 第11条第1項に規定する特別保育及び足立区立認定こ ども 関条例 (平成23年足立区条例第35号) 第5条第1項第3号に規定す る預かり保育をいう。
- (11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育 の質向上の対価として定める額

改正後

- (2) 私立認可保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をい う。
- (3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条 例(平成18年東京都条例第174号)第3条第1号に規定する認定こども園 をいう。
- (4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条 第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市町村 が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。
- (5) 特定教育·保育等 特定教育·保育、特別利用保育、特別利用教育、 特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外 保育施設における保育をいう。
- (6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令) 第44号。以下「府令」という。)第4条第1項に規定する1月当たり平 均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分をいう。
- まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分をいう。
- (8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間 を利用することをいう。
- (9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要 件に関する条例第4条第1項に規定する共通利用時間のみを利用するこ とをいう。
- (10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例(平成23年足 立区条例第4号) 第11条第1項に規定する特別保育及び足立区立認定こ ども 園条例 (平成23年足立区条例第35号) 第5条第1項第3号に規定す る預かり保育をいう。
- (11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育 の質向上の対価として定める額
- 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法にお2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法にお

改正前 改正後

いて使用する用語の例による。

(利用者負担額の徴収等)

- の区域内に住所を有する支給認定子どもに特定教育・保育等を行ったとき は、次条に規定する利用者負担額を利用者から徴収する。
- 2 特定教育・保育施設(区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保2 特定教育・保育施設(区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保 育所を除く。)及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する 支給認定子どものための特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定す る利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。
- 3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する支給認定子どもが、区が3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する**教育・保育給付認定子ど** は、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額を利用 者から徴収する。
- 4 特定教育・保育施設(区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保4 特定教育・保育施設(区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保 所を有する支給認定子どもが当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業を利用する場合には、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定め る利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。

(特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額)

第4条 利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第第4条 3歳以上の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、0円とす 6までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額 る。 が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第2 3歳未満の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、利用する施設 30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額(以下「政令 額」という。)を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。

いて使用する用語の例による。

(利用者負担額の徴収等)

- 第3条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が区第3条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が区 の区域内に住所を有する**教育・保育給付認定子ども**に特定教育・保育等を 行ったときは、次条に規定する利用者負担額を利用者から徴収する。
 - 育所を除く。)及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する **教育・保育給付認定子ども**のための特定教育・保育等を行ったときは、次 条に規定する利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。
 - 設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用する場合に もが、区が設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用 する場合には、当該**教育・保育給付認定子ども**が居住する区市町村が定め る利用者負担額を利用者から徴収する。
 - 育所を除く。)及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住す所を除く。)及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住 所を有する**教育・保育給付認定子ども**が当該特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業を利用する場合には、当該教育・保育給付認定子どもが居 住する区市町村が定める利用者負担額の支払を利用者から受けるものとす る。

(特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額)

- 及び事業ごとに別表第1から**別表第4**までに定めるとおりとする。ただし、 これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項 各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定 する政令で定める額(以下「政令額」という。)を超えることとなる場合 は、政令額を上限とする。

改正前 改正後 3 第1項の規定にかかわらず、3歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある教育・保育給付認定子ども(法第19条第1項第1号に該当する

は、3歳未満とみなして、前項の規定を適用する。

(保育の利用における利用者負担額の調整)

- 第5条 前条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定教第5条 前条第2項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、生計を一にす 育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業(以下この項にお いて「対象施設等」という。)を2人以上の支給認定子ども(現に対象施 設等を利用しているものに限る。以下この条及び次条において同じ。)が 利用しているもの(以下この条において「当該世帯」という。)であって、 かつ、当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子 どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給 認定子ども(以下「2号又は3号認定子ども」という。)である場合の当 該子どもの利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額とする。
 - (1) 当該子どもが特定教育・保育施設(保育所及び認定こども園(長時 間利用) に限る。)、認可外保育施設又は特定地域型保育事業(居宅訪問 型保育事業を除く。)を利用する場合 別表第7に定める額
 - (2) 当該子どもが居宅訪問型保育事業を利用する場合 別表第4に定め る額に0.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、2号又は3号認定子どもに係る利用者につい ての市町村民税所得割合算額(特定教育・保育等のあった月の属する年度 (保育の利用における利用者負担額の調整)

る世帯のうち、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年 政令第213号) 第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下単に「特定被 **監護者等」という。)が2人以上いる場合で、**2人目の子どもが法第19条 第1項第2号又は第3号に係る**教育・保育給付認定子ども**(以下「2号又 は3号**教育・保育給付認定子ども**」という。) である場合の当該子どもの 利用者負担額は、別表第1から別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額と する。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者につ いての市町村民税所得割合算額(特定教育・保育等のあった月の属する年 度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場 合にあっては前年度分とする。以下同じ。)が7万7,101円未満であって、 利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合に おける当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号教育・ 保育認定子どもの利用者負担額については、別表第4D4の項中「19,500 円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、 同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあ るのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」 と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」 とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。

者及び法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者を除く。)

(削除)

改正前 改正後

分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合 にあっては前年度分とする。以下同じ。)が77.101円未満であって、利用 者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当 該利用者が属する世帯における最も出生が早い2号又は3号認定子どもの 利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た 額とする。ただし、別表第1D4の項中「12,600円」とあるのは「6,000 円」と、「12,400円」とあるのは「6,000円」と、「12,100円」とあるのは 「6,000円」と、同表D5の項中「14,600円」とあるのは「6,000円」と、 「14,400円」とあるのは「6,000円」と、「14,100円」とあるのは「6,000 円 | と、「13,900円 | とあるのは「6,000円 | と、別表第2D5の項中「13,100 円」とあるのは「6,000円」と、「12,900円」とあるのは「6,000円」と、 「12,700円」とあるのは「6,000円」と、「12,500円」とあるのは「6,000 円」と、別表第4D2の項中「12,300円」とあるのは「6,000円」と、「12,100 円 | とあるのは「6,000円 | と、同表 D 3 の項中「14,400円 | とあるのは「6,000 円」と、「14,200円」とあるのは「6,000円」と、同表D4の項中「19,500 円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、 「16,500円」とあるのは「6,000円」と、「16,300円」とあるのは「6,000 円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700 円」とあるのは「9,000円」と、「19,100円」とあるのは「6,000円」と、 「18,800円」とあるのは「6,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあ るのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、「21,700 円」とあるのは「6,000円」と、「21,300円」とあるのは「6,000円」と、 同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあ るのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「6,000円」と、「23,900 円」とあるのは「6,000円」とする。

3 前条本文の規定にかかわらず、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定**2 前条第2項本文及び同条第3項**の規定にかかわらず、**生計を一にする世** 子どもから順に、支給認定こどものうち3人目以降の子どもが2号又は3| 号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。

帯のうち、特定被監護者等が2人以上いる場合で、教育・保育給付認定子 どものうち3人目以降の子どもが2号又は3号教育・保育給付認定子ども

改正前 改正後 である場合の当該子どもの利用者負担額は、**0円**とする。

(教育の利用における利用者負担額の調整)

- 第6条 第4条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、小学校1学年から3学年までの子ども又は特定教育・保育施設、認可外保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもが2人以上いるもの(以下この条において「当該世帯」という。)であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第1号に係る支給認定子ども(以下「1号認定子ども」という。)である場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、1号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い1号認定子どもの利用者負担額は、別表第5又は別表第6に定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第6C1の項中「10,100円」とあるのは「3,000円」とする。
- 3 当該世帯内で、最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。) から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものう ち3人目以降の子どもが1号認定子どもである場合の当該子どもの利用者 負担額は、無料とする。

(教育の利用における給食費の徴収)

第6条の2 区立認定こども園(短時間利用)においては、利用者負担額とは別に、給食費月額5,000円を徴収する。

(特定被監護者等が複数いる場合における利用者負担額の特例措置)

第6条の3 第4条から第6条までの規定にかかわらず、特定被監護者等が 2人以上いる世帯で、かつ、1号認定子どもに係る利用者についての市町 村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、特定被監護者等から順 (削除)

に、2人目の子どもが1号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負 担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。

- 2 第4条から第6条までの規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上 いる世帯で、かつ、2号又は3号認定子どもに係る利用者についての市町 村民税所得割合算額が57,700円未満である場合は、特定被監護者等から順 に、2人目の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子どもの 利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た 額とする。
- 3 前2項の場合において、特定被監護者等から順に、3人目以降の子ども が支給認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、支給認定子どもに係る利用者についての市 町村民税所得割合算額が77.101円未満であって、利用者又は利用者と同一 の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、特定被監護者等から順 に、2人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子どもの利用 者負担額は、無料とする。

(特別保育に係る利用料の徴収)

- 第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設にお**第6条** 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設にお 用料」という。)を利用者から徴収する。
- る。
- 3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第11に定めるとお 3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、**別表第 6** に定めるとお りとする。

改正後

(特別保育に係る利用料の徴収)

- いて特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料(以下「特別保育利」いて特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料(以下「特別保育利 用料」という。)を利用者から徴収する。
- 2 区が設置する特定教育・保育施設(区立認定こども園を除く。)及び認2 区が設置する特定教育・保育施設(区立認定こども園を除く。)及び認 可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第10に定めるとおりとす。可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第5に定めるとおりとす。 る。
 - りとする。

(教育・保育利用における給食費の徴収)

第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が満 3歳以上の教育・保育給付認定子ども(3歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある者を除く。)に給食の提供を行ったときは、利用者

(利用者負担額及び特別保育利用料の決定)

第8条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料(以下「利用者負担」と第8条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料(以下「利用者負担」と いう。)を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、 通知しなければならない。

(利用者負担の減額又は免除)

あると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、 又は免除することができる。

(利用者負担の納期限)

第10条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された第10条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された 納期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

- 第11条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の利第11条 区長は、区が設置する**特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私** 督促しなければならない。
- により処分することができる。

(利用者負担の不環付)

きる。

(事務の委任)

から食材料費相当分として月額4.500円を徴収する。

(利用者負担額及び特別保育利用料の決定)

いう。)を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、 認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特認の外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特別の特別である。 定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に「定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に 通知しなければならない。

改正後

(利用者負担の減額又は免除)

第9条 第4条から第7条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情が第9条 第4条から**第6条**までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情が あると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、 又は免除することができる。

(利用者負担の納期限)

納期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

- 用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して 立認可保育所の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないとき は、期限を指定して督促しなければならない。
- 2 区長は、利用者(認可外保育施設に係るものを除く。)が前項の規定に2 区長は、利用者(認可外保育施設に係るものを除く。)が前項の規定に よる督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない。よる督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない。 ときは、児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例ときは、児童福祉法第56条第6項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例 により処分することができる。

(利用者負担の不環付)

第12条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保第12条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保 育所を利用するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

育所を利用するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を利用するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を利用するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を利用するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を利用するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を利用するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を利用するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を利用するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を表現するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を表現するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

でいる方式を表現するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

できまれば、現代を表現するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

できまれば、現代を表現するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

できまれば、現代を表現するために納めた利用者負担は、環付しない。ただし、区長が

できまれば、現代を表現するために納めた利用者負担は、現代を表現するために納めた利用者負担は、現代を表現するために対しない。 特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがで、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがで きる。

(事務の委任)

に定める事務を除く。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

別表第1 (第4条関係)

認可保育所・認定こども園(長時間利用)・認可外保育施設

4,0	1 h		区区(区	时间小小	11) 110	リフトボー	日旭叹	
				利月	用者負担	額(月額	預)	
	階		3 歳オ	き満児	3 岸	5児	4歳以	以上児
	層	階層区分の定義	保育標	保育短	保育標	保育短	保育標	保育短
			準時間	時間	準時間	時間	準時間	時間
	A	生活保護適用中の 世帯	0円	0 円	0円	0 円	0円	0円
		A階層及びD階層 を除き、特別区(市 町村)民税非課税 世帯	0 円	0 円	0円	0 円	0円	0円
		A階層を除き、特別区(市町村)民 税均等割のみ課税 世帯	0 円	0 円	0円	0 円	0円	0円

改正後

第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。た第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。た だし、第3条第1項及び第3項、第7条第1項並びに第10条から前条まで だし、第3条第1項及び第3項、第6条第1項並びに第10条から前条まで に定める事務を除く。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則(令和元年 月 日条例第 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負 担に関する条例の規定は、令和元年10月分以後の利用者負担額について 適用し、令和元年9月分までの利用者負担額については、なお従前の例に よる。

別表第1(第4条関係)

認可保育所・認定こども園(長時間利用)・認可外保育施設

			利月		額(月額	須)	
階		_(削	除)_	_(削	除)	<u>(削除)</u>	
層	階層区分の定義	保 育 標 準時間	保育短 時間	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
A	生活保護適用中の 世帯	, , , ,	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
В	A階層及びD階層 を除き、特別区(市 町村) 民税非課税 世帯	ОШ	0円	(削除)_	(削除)	(削除)	(削除)
С	A階層を除き、特別区(市町村)民 税均等割のみ課税 世帯	0 円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

			改正前	Ī								改正後				
D 1	A階層を 1円以上 除き、特24,999円 別区(市以下課税 町村)民世帯	7, 200						1	A階層を1 除き、特2 別区(市以 町村)民世	4,999円 以下課税	7, 200			(削除)	(削除)	(削除)
D 2	税所得割25,000円 課税世帯以 上 34,999円 以下課税 世帯	9, 100 円	8, 900 円	8, 700 円	8, 600	8, 600 円	8, 500	D 2	Ē	5,000円 以 上 4,999円 以下課税 世帯	9, 100 円	8, 900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 3	35, 000円 以 上 49, 999円 以下課税 世帯	12, 000		10, 500 円			10,000円	D 3	<u>1</u> 2 4 12	5,000円 以 上 9,999円 以下課税 世帯	12, 000	11,800	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 4	50,000円 以 上 64,999円 以下課税 世帯	13, 900	13, 700 円			12, 100 円	11, 900	D 4	<u> </u>	60,000円 以 上 4,999円 以下課税 世帯	13, 900	13, 700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 5	65,000円 以 上 89,999円 以下課税 世帯	15, 000					13, 900	D 5	<u>1</u> 2	5,000円 以 上 9,999円 以下課税 世帯	15, 000	14, 700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 6	90,000円 以 上 114,999 円以下課	21, 000 円						D 6	<u>p</u>	0,000円 以 上 14,999 円以下課	21,000 円			(削除)	(削除)	(削除)

	改正前	ή						改正後	È			
	000 以上 24,700 24,300) 18, 300	18, 000	18, 200	17, 900	D 7	税世帯 115,000 円以上 144,000	700 24, 300	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
税世	下課	円	円	円	円	D	144, 999 円以下課 税世帯	P P				
174,	以上 999 下課 円 円		20,000 :	20, 200 円		8	145,000 円 以 上 174,999 円以下課 税世帯	500 27, 000 円 円		(削除)	(削除)	(削除)
204,	以上 999 下課 円 円		21, 400	21, 700 円		D 9	175,000 円 以 上 204,999 円以下課 税世帯	600 29, 100 円 円		(削除)	(削除)	(削除)
234,	以上 999 下課 円 円 円			22, 900 円		D 10	205,000 円 以 上 234,999 円以下課 税世帯	500 31,000 円 円		(削除)	(削除)	(削除)
259,	以上 999 下課 円 円		23,800 :	24, 000 円		D 11	235,000 円 以 上 259,999 円以下課 税世帯	500 32, 900 円 円		(削除)	(削除)	(削除)
	000 35,200 34,600 以上 円 円		25, 100	24, 000 円		D 12	260,000 35, 円以上	200 34, 600 円 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

			改正前	Î						改正後			
	284, 999 円以下課 税世帯							284, 999 円以下課 税世帯					
D 13	285,000 円 以 上 309,999 円以下課 税世帯	<i>31</i> ,000	36, 400 円			23, 600	D 13	285,000 円 以 上 309,999 円以下課 税世帯	37, 000 円	36, 400	(削除)	(削除)	(削除)
D 14	310,000 円 以 上 329,999 円以下課 税世帯	四				23, 600	D 14	310,000 円 以 ト	38, 500 円	37, 800 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 15	330,000 円 以 上 349,999 円以下課 税世帯	41, 200 四	40, 500 円	29, 600 円		24, 600 円	D 15	330,000 円 以 上 349,999 円以下課 税世帯	41, 200 円	40, 500 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 16	350,000 円 以 上 364,999 円以下課 税世帯	42, 700 円	42, 000 円			24, 600 円	D 16	350,000 円 以 上 364,999 円以下課 税世帯	42, 700 円	42, 000 円	(削除)	(削除)	(削除)
D 17	365,000 円 以 上 379,999 円以下課	円	43, 400 円				D 17	365,000 円 以 上 4 379,999 円以下課	44, 200 円		(削除)	(削除)	(削除)

			改正前	j						改正後	·			
	税世帯							税世帯						
D 18	380,000 円 以 上 394,999 円以下課	45, 500 \square				24, 600 円	D 18	380,000 円 以 上 394,999 円以下課	45, 500 円	44, 700 円		(削除)	(削除)	(削除)
D 19	税世帯 395,000 円 以 上	4.5					D 19	税世帯 395,000 円 以 上	45.000		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	409, 999 円以下課 税世帯	Щ				24,600円		409, 999 円以下課 税世帯	47,000	46, 200 円				
D 20	410,000 円 以 上 424,999 円以下課 税世帯	51, 400 四			•	25, 600円	D 20	410,000 円 以 上 424,999 円以下課 税世帯	51, 400 円	50, 500 円		(削除)	(削除)	(削除)
D 21	425,000 円 以 上 524,999 円以下課 税世帯	57, 900 \square				26, 500円	D 21	425,000 円 以 上 524,999 円以下課 税世帯	57, 900 円	56, 900 円		(削除)	(削除)	(削除)
D 22	525,000 円 以 上 724,999 円以下課 税世帯	63, 700 \square				27, 500 円	D 22	525,000 円 以 上 724,999 円以下課 税世帯	63, 700 円	62, 600 円		(削除)	(削除)	(削除)
D 23	725,000 円 以 上						D 23	725,000 円 以 上	68, 500 円	67, 300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

			改正前	ij			
	1,024,99 9円以下 課税世帯						
D 24	1, 025, 00 0 円 以 上 1, 424, 99 9 円 以 下 課税世帯	71, 900 円	70, 700 円	35, 300 円	34, 700 円	30, 500 円	30,000円
D 25	1, 425, 00 0 円 以 上 課税世帯	75, 500 円	74, 200 円	37, 100 円	36, 500 円	32, 000 円	31, 500 円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる(付則別表第2、付則別表第3及び別表第2 から別表第6までにおいて同じ。)。
 - (1) 均等割 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1 号に規定する均等割(同法の規定による特別区民税に係るものを含 む。)をいう。
 - (2) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)の額(規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。)をいう。
- 2 この表における年齢区分の適用に当たっては、特定教育・保育等が 行われた日が属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は 当該年度中に限り変更しないものとする(別表第2から別表第4まで において同じ。)。
- 3 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の特別区(市町村)民税課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用

				改正後				
	1	, 024, 99						
	9	円以下						
	i	课税世帯						
D	1	, 025, 00			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
24	0)円以上	71 000	70, 700		(11381)	(113191)	(1131817)
	1	, 424, 99	円	70,700				
	9	円以下	门	门				
	i	课税世帯						
D	1	, 425, 00	75 500	74 900	(本山(今)	(米川(公)	(米川松)	(本山区)
25	0	円以上		74, 200	(削除)_	(削除)	(削除)	(削除)
	章	课税世帯	円	円				

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる(付則別表第2、付則別表第3及び別表第2 から**別表第4**までにおいて同じ。)。
 - (1) 均等割 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1 号に規定する均等割(同法の規定による特別区民税に係るものを含 む。)をいう。
 - (2) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)の額(規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。)をいう。
- 2 この表における年齢区分の適用に当たっては、特定教育・保育等が 行われた日が属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は 当該年度中に限り変更しないものとする(別表第2から別表第4まで において同じ。)。
- 3 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の特別区(市町村)民税課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用

者負担額にあっては当該年度分の特別区(市町村)民税課税額を基に 決定するものとする(付則別表第2、付則別表第3、別表第2から別 表第6まで、別表第8及び別表第9において同じ。)。

改正後

者負担額にあっては当該年度分の特別区(市町村)民税課税額を基に 決定するものとする(付則別表第2、付則別表第3<u>及び別表第2から</u> 別表第4までにおいて同じ。)。

別表第2 (第4条関係)

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(給食実施)

٠,	794 12	大小月 于木 小陸中	71/1 17	/N T/		ロサハ		, 70 E /
				利月	月者負担	額(月額	須)	
	階		3 歳ま	卡満児	3 炭	5.月	4 歳り	以上児
	層	階層区分の定義	保育標	保育短	保育標	保育短	保育標	保育短
			準時間	時間	準時間	時間	準時間	時間
	A	生活保護適用中の 世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	В	A階層及びD階層 を除き、特別区(市 町村) 民税非課税 世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	С	A階層を除き、特別区(市町村)民 税均等割のみ課税 世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	D	A階層を1円以上						
	1	除き、特24,999円	6, 500	6, 400	6, 100	6,000	6, 100	6,000
		別区(市以下課税 町村)民世帯	円	円	円	円	円	円
		税所得割25,000円	8, 200	8, 100	7, 800	7, 700	7, 700	7, 600
		課税世帯以 上	円	· 円		· 円	円	円

別表第2 (第4条関係)

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(給食実施)

`J.	か配付き	ス休月尹来・ <u>多姓印</u>	71本月尹	未・ザオ	EIJIP IIM	月ず未	和及夫	:加山)
				利月	月者負担	額(月額	頁)	
	階		<u>(削</u>	<u>除)</u>	<u>(削</u>	除)_	<u>(削</u>	除)
	層	階層区分の定義	保 育 標 準時間	保育短 時間	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	A	 生活保護適用中の			(Alle Line)	(M. IMA.)	(Mana)	(M. P. A.)
		世帯	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	В	A階層及びD階層			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
		を除き、特別区(市 町村) 民税非課税	ОШ	0 円		,,,,,,,		,,,,,,
		世帯						
	С	A階層を除き、特			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
		別区(市町村)民 税均等割のみ課税	0円	0円				
		世帯						
	D	A階層を 1 円以上			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	1	除き、特24,999円	6, 500	6, 400				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		別区(市以下課税	円	円				
		町村)民世帯						
	D	税所得割25,000円	8, 200	8, 100	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	2	課税世帯以 上	円	円	(日)((下)	(日11四八)	(日116年)	(日116年)

	改正前	改正後
	34, 999円 以下課税 世帯	34, 999円 以下課税 世帯
D 3	35,000円 以 上 49,999円 10,800 10,600 9,500 9,300 9,200 9,000 以下課税 円 円 円 円 円 円	D 35,000円 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
D 4	50,000円 以 上 64,999円 以下課税 世帯	D 50,000円 以 上 64,999円 以下課税 世帯 12,500 円 円
D 5	65,000円 以 上 89,999円 以下課税 世帯	D 65,000円 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
D 6	90,000円 以 上 114,999 円以下課 税世帯	D 90,000円 6 以上 114,999 円 円以下課税世帯 円 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
D 7	115,000 22,200 21,800 16,500 16,200 16,400 16,100 円以上 円円円円円円円円円円円円円円	D 115,000 7 円以上 144,999 22,200 21,800 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

	改正前	改正後
D 8	円以下課 税世帯 145,000 円 以 上 174,999 円以下課	円以下課税世帯 D 145,000 8 円以上 174,999 円以下課 円以下課 円以下課
D 9	税世帯 175,000 円 以 上 204,999 円以下課 税世帯	税世帯 D 175,000 9 円以上 204,999 円以下課 税世帯
D 10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	D 205,000 円以上234,999 円以下課 税世帯 (削除) (削除) (削除)
D 11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯 235,000 29,700 21,800 21,400 21,600 21,200 円	D 235,000 円以上 30,200 円以下課税世帯 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
D 12	260,000 円 以 上 284,999 円以下課 税世帯 285,000 33,300 32,700 24,000 23,600 21,600 21,200	D 260,000 円以上284,999 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円

	改正前	改正後							
13	円以上 円	13 円以上 円 (削除) (削除) (削除) (削除) 309,999 円以下課税世帯							
D 14	祝世帝 310,000 円 以 上 329,999 円以下課 税世帯	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)							
D 15	330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	D 330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯 (削除)(削除)(削除)							
D 16	350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	D 350,000 円以上 38,400 364,999 円 円以下課税世帯 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)							
D 17	365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	D 365,000 円以上 39,800 379,999 円 円以下課税世帯 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)							
D 18	380,000 日以上41,000 40,300 26,600 26,100 22,500 22,100 394,999 日円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	D 380,000 18 円以上 41,000 40,300 394,999 円円 円以下課 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)							

	改正前	改正後
	税世帯	税世帯
D 19	395,000 円以上 409,999 円以下課 円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	D 395,000 円以上 409,999 円以下課 H 42,300 円 円 円 円
D 20	税世帯 410,000 円 以 上 424,999 円以下課 税世帯	税世帯 D 410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯
D 21	425,000 円以上 524,999 52,100 51,200 28,400 27,900 24,300 23,900 円以下課稅世帯 円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	D 425,000 P以上 524,999 P以下課 P 税世帯
D 22	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	D 525,000 22 円以上 724,999 57,300 円以下課税世帯 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
D 23	725,000 円以上 1,024,99 9円以下 課税世帯	D 725,000 円以上 1,024,99 9円以下 課税世帯
D 24	1,025,00 64,700 63,600 31,800 31,300 27,500 27,000 0円以上 円 円 円 円 円	D 1,025,00 64,700 63,600 24 0円以上 円 円 (削除) (削除) (削除) (削除)

	改正前									改正後							
	1,424,99 9円以下 課税世帯	•							1, 424, 99 9 円 以下 課税世帯								
D 25	1, 425, 00 0 円 以 上 課税世帯	68,000 66,800 田 田	33, 400 円	32,800 28,800 円 円	28, 300 円		D 25		1,425,00 0円以上 課税世帯		66, 800 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		

別表第3(第4条関係)

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(給食未実施)

			利月	用者負担	額(月額	預)		
階		3 歳ヲ	に満児	3 炭	&児	4歳以上児		
層	階層区分の定義	保育標	保育短	保育標	保育短	保育標	保育短	
		準時間	時間	準時間	時間	準時間	時間	
A	生活保護適用中の 世帯	0円	0 円	0円	0円	0円	0円	
В	A階層及びD階層							
	を除き、特別区(市	0円	0 円	0円	0 円	0円	0円	
	町村)民税非課税							
	世帯							
С	A階層を除き、特							
	別区(市町村)民	0円	0 円	0円	0 円	0円	0円	
	税均等割のみ課税	011	011	011	011	011	011	
	世帯							
D	A階層を 1 円以上							
1	除き、特24,999円	5, 200	5, 100	4, 900	4,800	4, 900	4,800	
	別区(市以下課税	円	円	円	円	円	円	
	町村)民世帯							
D	税所得割25,000円	6,600	6, 500	6, 200	6, 100	6, 200	6, 100	

別表第3 (第4条関係)

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(給食未実施)

			利用		額(月額	須)	
階		(削除)	_	(削除)	_	_(削	除)
層	階層区分の定義	保育標	保育短	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
		準時間	時間	(日) 尓/	(H1)MT/	(月1)杯/	(日118末)
A	生活保護適用中の	0円	οШ	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	世帯	UH	0円	(月1)杯/		(月1)杯/	(日118年)
В	A階層及びD階層			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	を除き、特別区(市	0円	0円	(日111年)	(H1) (MT)	(H1MT)	(11187)
	町村)民税非課税	UFI	υĦ				
	世帯						
С	A階層を除き、特			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	別区(市町村)民	0円	0 円	(44444)	(1180)	(1111/1/)	(11/19/1)
	税均等割のみ課税	ОП	υп				
	世帯						
D	A階層を1円以上			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
1	除き、特24,999円	5, 200	5, 100	(444,44)	(1180)	(11/18/1/)	(11/19/1)
	別区(市以下課税	円	円				
	町村)民世帯						
D	税所得割25,000円	6,600	6, 500				

			改正前	ij							改正後				
2	以 上 34,999円 以下課税 世帯	円	円	円	円	円	円	2	以 上 34,999円 以下課税 世帯	田	円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 3	35,000円 以 上 49,999円 以下課税 世帯	8, 600 円	8, 500 円		7, 500 円	7, 400 円		D 3	35,000円 以 上 49,999円 以下課税 世帯	8, 600 	8, 500 円		(削除)	(削除)	(削除)
D 4	50,000円 以 上 64,999円 以下課税 世帯	10,000	9, 800		8, 800 円	8, 700		D 4	50,000円 以 上 64,999円 以下課税 世帯	10, 000			(削除)	(削除)	(削除)
D 5	65,000円 以 上 89,999円 以下課税 世帯	10 800	10, 600		10, 300 円	10, 200		D 5	65,000円 以 上 89,999円 以下課税 世帯	10, 800 			(削除)	(削除)	(削除)
D 6	90,000円 以 上 114,999 円以下課 税世帯	Щ			11, 700 円	11, 600 円		D 6	90,000円 以 上 114,999 円以下課 税世帯	15, 100 四			(削除)	(削除)	(削除)
D 7	115,000 円 以 上 144,999 円以下課	円				13, 100 円		D 7	115,000 円 以 上 144,999 円以下課	円			(削除)	(削除)	(削除)

		改正前									改正後				
	税世帯								税世帯						
D	145, 000						I)	145, 000			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
8	円以上 10.900	10 500 1	4 COO	14 400	14 600	14 400	8	8	円以上	10 000	10 500		(月11分)	(月116末 <i>)</i>	(月1月水)
	174, 999	19, 500 1							174, 999		19, 500				
	円以下課	円	円	円	円	円			円以下課	円	円				
	税世帯								税世帯						
D	175, 000						I)	175, 000			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
9	円以上。1,200	00 000 1	F 700	15 400	15 600	15 200	9	9	円以上	01 000	00 000		(月1)休/	(月1)休/	(月)(水)
	204, 999	20,900 1 円	.5, 700	15, 400					204, 999	·	20,900				
	円以下課	门	门	H	円	円			円以下課	円	门				
	税世帯								税世帯						
D	205, 000						I)	205, 000			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
10	円以上 22 700	22, 300 1	6 600	16 200	16 500	16 200	1	.0	円以上	22 700	22, 300		(月118年)	(刊)(計)	(月1)水/
	234, 999		円	円 円	円 円	円			234, 999	四	22, 300				
	円以下課	门	门	H	门	门			円以下課	H	门				
	税世帯								税世帯						
D	235, 000						I)	235, 000			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
11	円以上。4.000	00 000 1	7 400	17 100	17 000	17 000	1	.1	円以上	04 000	00 000		(月11分)	(月1)休/	(月1)休/
	259, 999	23, 800 1							259, 999		23, 800				
	円以下課	円	円	円	円	円			円以下課	円	円				
	税世帯								税世帯						
D	260, 000						I)	260, 000			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
12	円以上 25 400	05 000 1	0 400	10 100	17 000	17 000	1	.2	円以上	OF 400	05 000		(削床)	(<u>門</u>)	(月) 休/
	284. 999	25, 000 1							284, 999	·	25, 000				
	円以下課	円	円	円	円	円			円以下課	円	円				
	税世帯								税世帯						
D	285, 000 26, 600	26, 100 1	9, 200	18, 900	17, 300	17, 000)	285, 000	26, 600	26, 100	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
13	円以上円	円	円	円	円	円	1	.3	円以上	円	円	<u>(印)</u> (水)	(月1)休 <i>)</i>	(月1) 休 <i>)</i>	(月1)休/

	改正前	改正後
	309, 999 円以下課 税世帯	309, 999 円以下課 税世帯
D 14	310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	D 310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯 27,800 円 円
D 15	330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	D 330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯 29,700 29,200
D 16	350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	D 350,000 円以上 364,999 円以下課 円 税世帯 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
D 17	365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	D 365,000 円以上379,999 円以下課税世帯 31,800 円 円
D 18	380,000 円以上32,800 32,200 21,300 20,900 18,000 17,700 394,999 円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	D 380,000 (削除) (削除)

	改正前	改正後
	税世帯	税世帯
D 19	395,000 円以上 409,999 円以下課 税世帯	D 395,000 円以上 33,800 409,999 円以下課稅世帯
D 20	10,000	D 410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯 (削除) (削除) (削除)
D 21	425,000 円以上 524,999 円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	D 425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯
D 22	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	D 525,000 P 以上 724,999 P 円以下課税世帯
D 23	725,000 円以上 1,024,99 9円以下 課税世帯	D 725,000 円以上 49,400 48,600 円以下 課税世帯 円 円
D	1,025,00 51,800 50,900 25,400 25,000 22,000 21,600 0 円以上 円 円 円 円 円	D 1,025,00 51,800 50,900 (削除) (削除) (削除) (削除)
24	0円以上 円 円 円 円 円	24 0円以上 円 円

			改正前	ή				
	1, 424, 9 9 円 以 ⁻ 課税世春	下						1, 424, 99 9円以下 課税世帯
D 25	1,425,0 0 円 以 ₋ 課税世初	E 54, 400			26, 200 円	22, 600 円	D 25	1,425,00 0円以上 課税世帯

別表第4 (第4条関係)

居宅訪問型保育事業

		利用者負担額(月額)				
階層	階層区分の定義		3歳ラ	卡満児	3歳以上児	
PH/E		/ /L-7X	保育標準	保育短時	保育標準	保育短時
			時間	間	時間	間
A	生活保護適用中位	の世帯	0円	0円	0円	0円
В	A階層及びD階	層を除き、				
	特別区(市町村)	民税非課	0 円	0円	0円	0円
	税世帯					
С	A階層を除き、	特別区 (市				
	町村)民税均等	割のみ課税	0 円	0円	0円	0円
	世帯					
D 1	A階層を除き、	1 円以上				
	特別区(市町村)	12, 199 円	13 200⊞	13 000⊞	10 200⊞	10,000円
	民税所得割課税	以下課税	15, 200]	15,000 1	10, 200 1	10,000 1
	世帯	世帯				
D 2		12,200 円				
		以上	15,300円	15,000円	12,300円	12, 100円
		24, 299 円				

			改正後					
	1, 424, 99							
	9円以下							
	課税世帯							
D	1, 425, 00 0 円 以 上	54, 400	E3 E00	(別(を)	(削除)	(削除)	(削除)	
25	0円以上	34, 400	55, 500	(日116年)	(Hilby)	(日116年)	(Hilby)	
			円					
	課税世帯							

別表第4(第4条関係)

居宅訪問型保育事業

	加土水月ず未				
		利	用者負担	額(月額)
階層	階層区分の定義	_(削	除)_	<u>(削除)</u>	
		保育標準		(削除)	(削除)
		時間	間		
А	生活保護適用中の世帯	0円	0円	(削除)	(削除)
В	A階層及びD階層を除き、			(削除)	(削除)
	特別区(市町村)民税非課	0円	0 円	(111)/11/	(111)217
	税世帯				
С	A階層を除き、特別区(市			(削除)	(削除)
	町村)民税均等割のみ課税	0円	0円		
	世帯				
D 1	A階層を除き、1円以上			(削除)	(削除)
	特別区 (市町村) 12,199 円	13 200円	13,000円	(144)/4/	(144)/4/7
	民税所得割課税以下課税	10, 2001 1	10,000 1		
	世帯世帯				
D 2	12,200 円			(削除)	(削除)
	以上	15, 300円	15,000円	/U3 NV/	<u>/נומואיי/</u>
	24, 299 円				

	改正前		改正後
	以下課税		以下課税
	世帯		世帯
D 3	24, 300 円	D 3	24,300 円 (削除) (削除)
	以上		以上
	36,499 円 17,400円 17,100円 14,400円 14,200円		36, 499 円 17, 400円 17, 100円
	以下課税		以下課税
	世帯		世帯
D 4	36,500 円	D 4	36,500 円 (削除) (削除)
	以上		以 上 (HIM)
	48,599 円19,500円19,300円16,500円16,300円		48,599 円19,500円19,300円
	以下課税		以下課税
	世帯		世帯
D 5	48,600 円	D 5	48,600 円 (削除) (削除)
	以上		以上
	60,699 円22,100円21,700円19,100円18,800円		60,699 円22,100円21,700円
	以下課税		以下課税
	世帯		世帯
D 6	60,700 円	D 6	60,700 円 (削除) (削除)
	以上		以上
	72,799 円24,700円24,300円21,700円21,300円		72,799 円 24,700円 24,300円
	以下課税		以下課税
	世帯		世帯
D 7	72,800 円	D 7	72,800 円 (削除) (削除)
	以上		以 上 (1332)
	84,899 円27,300円26,800円24,300円23,900円		84,899 円27,300円26,800円
	以下課税		以下課税
	世帯		世帯
D 8	84,900 円30,000円29,600円27,000円26,600円	D 8	84,900 円30,000円29,600円

	改正前		改正後		
	以上		以上	(削除)	(削除)_
	96, 999 円		96, 999 円		
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D 9	97,000 円	D 9	97,000 円	(削除)	(削除)
	以上		以上		(月1)(水)
	114,999 円33,600円33,000円30,600円30,100円		114, 999 円 33, 600円 33, 000	円	
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D10	115,000円	D10	115,000円	(削除)	(削除)
	以上		以上	(1160)	(4,181/)
	132,999 円 37,200円 36,600円 34,200円 33,600円		132, 999 円 37, 200円 36, 600日	円	
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D11	133,000円	D11	133, 000 円	(削除)	(削除)
	以上		以上	(13181)	(1195/)
	150,999 円40,800円40,100円37,800円37,200円		150, 999 円 40, 800円 40, 100日	円	
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D12	151,000円	D12	151,000円	(削除)	(削除)
	以上		以上	(111)217	(111)31)
	168, 999 円 44, 500円 43, 900円 41, 500円 40, 900円		168, 999 円 44, 500円 43, 900	円	
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D13	169, 000 円	D13	169, 000 円	(削除)	(削除)
	以 上48,600円47,800円45,600円44,800円		以 上48,600円47,800円	1 (11164)	(11.1151)
	201, 999 円		201, 999 円		

	改正前		改正後		
	以上		以上	(削除)	(削除)
	372, 999 円		372, 999 円		
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D20	373,000 円	D 20	373, 000 円	(削除)	(削除)
	以上		以上	(144)4-17	(144)/4/7
	396, 999 円 80, 000円 78, 800円 77, 000円 75, 800円		396, 999 円 80, 000円 78, 8	00円	
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D21	397, 000 円	D21	397, 000 円	(削除)	(削除)
	以上		以上	(1441)	(11917)
	420, 999 円84, 800円83, 400円81, 800円80, 400円		420, 999 円 84, 800円 83, 4	00円	
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D22	421,000円	D 22	421,000円	(削除)	(削除)
	以上		以上	<u>(月)(床)</u>	(月1月末)
	444, 999 円 89, 600円 88, 100円 86, 600円 85, 100円		444, 999 円 89, 600円 88, 10	00円	
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D23	445, 000 円	D 23	445,000円	(削除)	(削除)
	以上		以上	<u>(門跡)</u>	(月1月水)
	468, 999 円 94, 400円 92, 800円 91, 400円 89, 800円		468, 999 円 94, 400円 92, 80	00円	
	以下課税		以下課税		
	世帯		世帯		
D24	469, 000 円	D24	469, 000 円	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	()ki184.\
	以 上99,200円97,500円96,200円94,600円		以 上99,200円97,5	(削除) 00円	(削除)
	492, 999 円		492, 999 円		

		Ī	改正前				
		以下課税					
		世帯					
D	25	493,000円	104 000	100 400	101 000		
		493, 000 円 以上課税	104, 000	102, 400	101, 000	99, 400円	
		世帯	门	円	円		

備考 次のいずれかに該当する場合の利用にあっては、別表第1の利用者 負担額を適用する。

- (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少 の届出又は確認の辞退をする場合に、保育を継続的に利用させるため の保育を行う場合
- (2) 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合 別表第5(第4条関係)

公立幼稚園・公立認定こども園(短時間利用)

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)
A	生活保護適用中の世帯	0円
В	特別区(市町村)民税非課税世帯及	ο Π
	び均等割のみ課税世帯	0 円
С	特別区(市町村)民税所得割課税世	C 000 III
	帯	6,000円

別表第6 (第4条関係)

私立幼稚園・私立認定こども園(短時間利用)

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)
A	生活保護適用中の世帯	0円
В	特別区(市町村)民税非課税世帯及	2 000 [
	び均等割のみ課税世帯	3,000円
C 1	A階層を除き、特1円以上77,100円	10 100⊞
	別区(市町村)民以下課税世帯	10, 100円
C 2	税所得割課税世77,101 円 以 上	20,500円

改正後							
		以下課税					
		世帯					
D25		493, 000 円	104 000	100 400	(当成今)	(水山)	
		493, 000 円 以上課税	104, 000	102, 400		(削除)_	
		世帯	円	円			

- 備考 次のいずれかに該当する場合の利用にあっては、別表第1の利用者 負担額を適用する。
 - (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出又は確認の辞退をする場合に、保育を継続的に利用させるための保育を行う場合
 - (2) 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合

(削除)

	改正前	
帯	211, 200円以下課税	
	世帯	
C 3	211, 201円以上課税	05 700 11
	世帯	25, 700円

改正後

別表第7(第5条関係)

B階層及びC階層		0円
D階層第1階層から第14階層までの階層	別表第1、別	表第2又は別
に属する世帯	表第3に定め	る額に0.5を
	乗じて得た額	
D階層第15階層から第19階層までの階層	別表第1、別	表第2又は別
に属する世帯	表第3に定め	る額に0.6を
	乗じて得た額	
D階層第20階層から第25階層までの階層	別表第1、別	表第2又は別
に属する世帯(別表第1のD階層第25階	表第3に定め	る額に0.7を
層に属する世帯における3歳未満児の第	乗じて得た額	
2子を除く。)		
別表第1のD階層第25階層に属する世帯	保育標準時間	52,000円
(当該世帯における3歳未満児の第2子	保育短時間	51,200円
に限る。)		

適用される額

備考

- 1 この表の階層区分は、別表第1の例による。
- 2 算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 別表第8 (第6条及び第6条の3関係)

公立幼稚園・公立認定こども園(短時間利用)

階層区分

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)
Α	生活保護適用中の世帯	0円
В	特別区(市町村)民税非課税世帯及	0円

	改正前	
	び均等割のみ課税世帯	
С	特別区(市町村)民税所得割課税世帯	2,400円

別表第9 (第6条及び第6条の3関係)

私立幼稚園・私立認定こども園 (短時間利用)

階層	階層区	分の定義	利用者負担額	(月額)
Α	生活保護適用中の	世帯		0 円
В	特別区(市町村)	民税非課税世帯及		οШ
	び均等割のみ課税	也带		0 円
C 1	A階層を除き、特	1 円以上77,100円		E 050III
	別区(市町村)民	以下課税世帯		5,050円
C 2	税所得割課税世	77,101 円 以 上		
	帯	211,200円以下課税		10,250円
		世帯		
С 3		211,201円以上課税		10.050
		世帯		12,850円

別表第10(第7条関係)

性口	11.亿本区八		特別保育利用料				
行力	別保育区分	階層区分	1歳以上児		0 歳児		
延長保	午前7時から	A階層及びB	月額	600円	月額	900円	
育	午前7時30分	階層					
	まで	C階層及びD	月額	2,500円	月額	3,750円	
		階層					
	午後 6 時30分	A階層及びB	月額	1,000円	月額	1,500円	
	から午後7時	階層					
	30分まで	C階層及びD	月額	4,000円	月額	6,000円	
		階層					
	午後 6 時30分	A階層及びB	月額	2,500円	月額	3,750円	

別表第5 (第6条関係)

Ast. D	11/10/本区八		ţ			
行为	川保育区分	階層区分	1歳以上児		0歳児	
延長保	午前7時から	A階層及びB	月額	600円	月額	900円
育	午前7時30分	階層				
	まで	C階層及びD	月額 2	2,500円	月額	3,750円
		階層				
	午後 6 時30分	A階層及びB	月額 1	1,000円	月額	1,500円
	から午後7時	階層				
	30分まで	C階層及びD	月額 4	4,000円	月額	6,000円
		階層				
	午後 6 時30分	A階層及びB	月額 2	2,500円	月額	3,750円

改正後

	改正	前				改正征	发	
から午後8日	持階層				から午後8日	寺階層		
30分まで	C階層及びD 階層	月額 1万円		1万 000円	30分まで	C階層及びD 階層	月額 1万円	月額 1万 5,000円
一時延午前7時から 長保育 午前7時30分 まで		日額 400円	日額	600円	一時延午前7時から 長保育 午前7時30分 まで		日額 400円	日額 600円
午後 6 時30 5 から午後 7 F 30分まで		日額 800円	日額 1,	200円	午後 6 時 30 分 から午後 7 日 30 分まで		日額 800円	日額 1,200円
午後7時30分から午後8日		日額 1,200円	日額 1,	800円	午後7時30分から午後8日		日額 1,200円	日額 1,800円
	0 (保育短時間 3 認定子どもの ひみ)		日額	500円		0 (保育短時間 3 認定子どもの ②み)		日額 500円
	全ての階層	上記利用料に力供を受けた者に 費用として規則	こあっては、	その		全ての階層	上記利用料に加 供を受けた者に 費用として規則	あっては、その
年末保育	全ての階層		日額 2,	500円	年末保育	全ての階層	加えて、食事又 受けた者にあっ として規則で定	ては、その費用
病後児保育	A階層 B階層、C階	日額	日額 月~金 2,		病後児保育	A階層 B階層、C階	日額	日額 0円 月~金 2,200 円

-	_	V
_	7	

改正前										
	層及びD階層	土 2,000円								
一時保育	全ての階層	1時間 500円 加えて、食事又								
		は間食の提供を受けた者にあっ								
		ては、その費用として規則で定								
		める額								

備考

- 1 この表の階層区分は、別表第1の例による。
- 2 この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた支給認定子どもをいう。

別表第11(第7条関係)

1/1/11	(/ - /					
特別保	具育区	実施曜日	実施時期	預かり	保育時間	特別保育利用料(日
分)					額)
預かり	保育	月曜日か	学期中	午後2	時から午	400円
		ら金曜日		後5時	まで	
		まで	長期休業	午前9	時から午	600円
			中	後2時	まで	
				午前9	時から午	1,000円
				後5時る	まで	
1		I	1	1		1

改正後								
	層及びD階層	土 <u>1,750円</u>						
		加えて、食事又は間食の提供を						
		受けた者にあっては、その費用						
		として規則で定める額						
一時保育	全ての階層	1時間 500円 加えて、食事又						
		は間食の提供を受けた者にあっ						
		ては、その費用として規則で定						
		める額						

備考

- 1 この表の階層区分は、別表第1の例による。
- 2 この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定 を受けた**教育・保育給付認定子ども**をいう。

別表第6 (第6条関係)

特別保育区	実施曜日	実施時期	預かり	保育時間	特別保育利用料(日
分					額)
預かり保育	月曜日か	学期中	午後2	時から午	350円
	ら金曜日		後5時	まで	
	まで	長期休業	午前9	時から午	350円
		中	後2時	まで	加えて、食事又は間
					食の提供を受けた
					者にあっては、その
					費用として規則で
					<u>定める額</u>
			午前9	時から午	<u>700円</u>
			後5時	まで	加えて、食事又は間
					食の提供を受けた
					者にあっては、その
					費用として規則で

改正前				改正後				
								定める額